

## ちょーこく 記者発表

### 平成27年7月10日

7月15日12時をもって解禁

記者発表資料配布先

長岡市記者会 長岡地域記者会 魚沼記者会

# ストップ・ザ・違法車両!

~特殊車両・過積載の取締りを実施します~

道路を利用するには、車両運転者が道路を傷めることなく、整備された車両により、法に 沿った通行を心がけなければなりません。また、一定の大きさや重さを超える車両を通行さ せるときは、道路管理者の許可を受ける必要があります。

しかし、無許可の特殊車両や過積載など重大事故につながる恐れのある車両は依然とし て多く、これら違法車両を排除するために、長岡国道事務所・小出警察署が合同で取締を 実施します。

平成27年7月15日(水)10時から12時まで 1. 日 時

※雨天時は中止する場合があります。

2. 場 所 国道17号 堀之内除雪ステーション (新潟県魚沼市新道島地先)

- 3. 所轄警察署 小出警察署
- 4. 取材について 当日の取材は可能ですが、事前に下記まで連絡をお願いします。
- ※ 報道解禁時間は、取締りの終了後にお願いします。

お問い合せ先 【特殊車両の通行許可に関することについて】

国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所

管理第一課長 洒井 好明 0258-36-4552 (内線431) [電話]

[FAX] 0258 - 36 - 4660

025-792-0839 小出維持出張所長 飯田 和宏 [電話]

> [FAX] 025-792-6040

【過積載に関することについて】

新潟県小出警察署交通課長 佐藤 亮 [電話] 025-793-0110

ふるさとの ぬくもり伝える 道づくり

国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所 新潟県長岡市中沢4丁目430-1 〒940-8512

携帯電話

パソコン,スマートフォン <a href="http://www.hrr.mlit.go.jp/chokoku/">http://www.hrr.mlit.go.jp/chokoku/</a> http://www.hrr.mlit.go.jp/chokoku/i/









#### ◎ 道路法に基づく車両の制限

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を次のとおり定めています。この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。(道路法第47条1項、車両制限令第3条)

### ▶下表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	<u>走行(連結・積載)状態</u> で 12m ※トレーラ等連結車はほとんどが これを超えます。
幅	<u>積載状態</u> で2. 5m
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
<b>総重量</b> <u>(車+乗員+荷物)</u>	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じ て最大25t)
軸重	<u>積載状態</u> で <u>最大</u> 10t



#### 【注意】

- ・車両の大きさや重さに関する制限は道路法のほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも 定めがあります。
- ・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

